

成年後見制度利用による被後見人の選挙権剥奪問題に関する 署名活動のご協力のお願い ——もう一度選挙に行きたい！ 100万人の署名運動——

全日本手をつなぐ育成会

知的障害のある人などの権利を守るためにある成年後見制度が、選挙権という大切な権利を奪っています。これは、公職選挙法で被後見人には選挙権がないと規定されているためです。

この問題については、当会もこれまでさまざまな取り組みを進めてきました。一方で、今年に入って、東京地裁をはじめ各地で知的障害のある人たちが自らの選挙権回復を求める裁判を起こされました。これを機に当会では、公職選挙法の規定削除を求める100万人署名活動を全国展開することとしました。各地の裁判を応援するというだけでなく、知的障害者の権利を守るために活動している当会がやらなければならない活動として考えています。

署名用紙は下記よりダウンロード可能です。

署名の目標数は100万人分です。幅広く呼びかけいただき一人でも多くの方のご署名をいただきますよう、ご協力をお願いいたします。
(問合先は署名用紙にあります)

実施期間	2011年8月1日～11月30日
署名運動の進め方	○個人・団体でご協力いただける方は、署名用紙にそれぞれご署名いただき、郵送または宅配便等で当会までお送りください。 ○育成会関係者の方は、その地域での署名活動の進め方について市町村育成会あるいは都道府県政令市育成会にお問い合わせください。
署名用紙	こちらからダウンロードできます。 署名用紙(PDF) (別紙にも用意しました)
署名活動に関するご注意	○未成年の方、外国籍の方でもご署名いただけます。ただし、住所地が海外の方は署名できません。 ○署名用紙に自筆でご署名ください(自筆が難しい方は代理署名可)。 ○別名であっても同一人物と見られる筆跡が複数ある場合は、該当する署名自体が無効になることがあります。 ○住所は「〃」などで省略せず、県名・政令市名からお書きください(郵便番号は不要)。 ○「取扱団体」の記入欄を除き、署名用紙の変更や改編、加筆等はいししないでください。 ○記入された署名用紙をコピーしたり、ファクスで送られたりした場合は無効です。 ○記入済署名用紙を当会宛にお送りいただく場合の送料は、各自ご負担願います。着払い等での発送はご遠慮ください。 ○そのほか、よくある質問はこちらをご覧ください 署名活動FAQ(PDF)
備考	○署名用紙に記入された個人情報とは今回の署名運動にのみ使用し、署名の提出先以外の第三者に提供することはありません。

上記は、「成年後見選挙権を考える会」が、全日本手をつなぐ育成会HPより抜粋(ほぼ全文)したものです。署名用紙も別紙に用意しました。
詳細は、全育成HPをご覧ください。 <http://www.ikuseikai-japan.jp/>